

出港前報告制度について

～海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化～

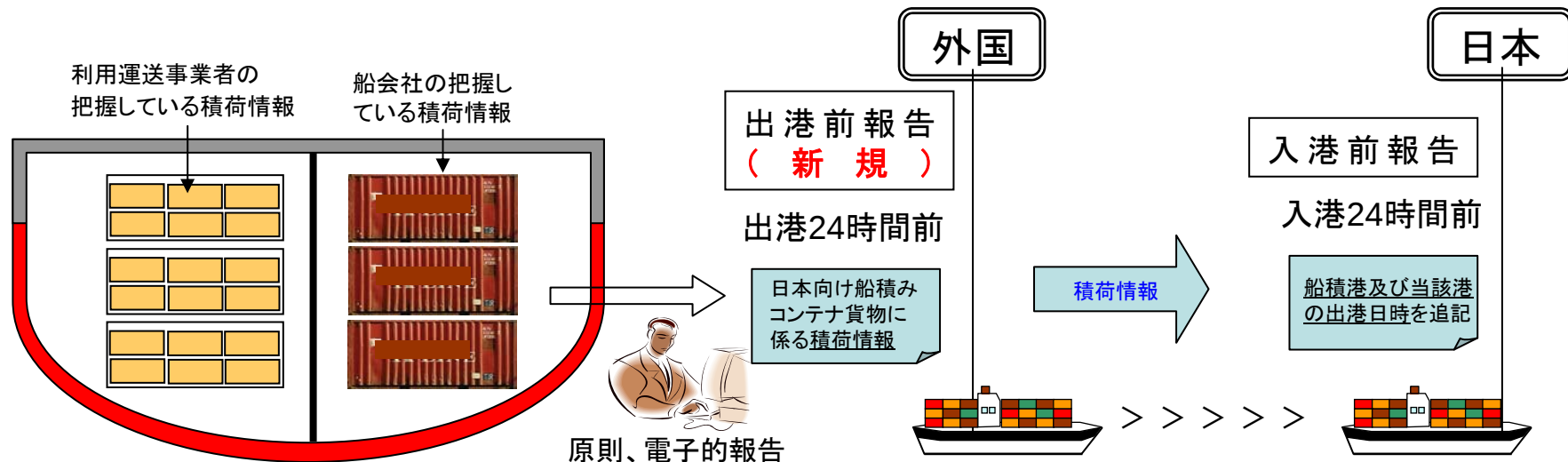
1. 出港前報告制度の概要	1
2. 出港前報告制度の概念図	2
3. 出港前報告制度の利用(接続)形態(イメージ)	3
4. 今後の予定	4

平成24年 5 月
監 視 課

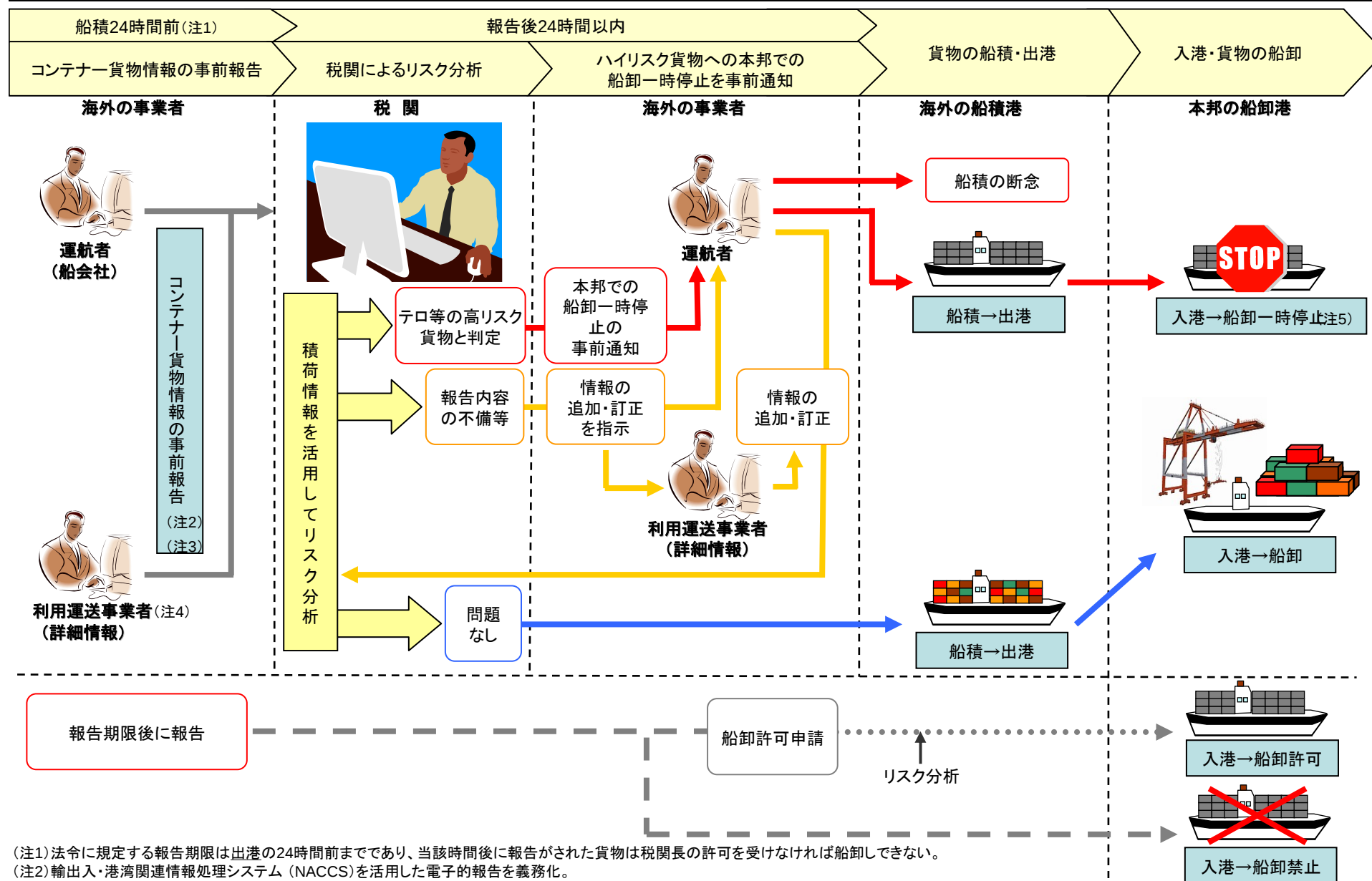
1. 出港前報告制度の概要

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の積出港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。

報告期限		原則、外国を出港する24時間前 (注) 但し、韓国及び中国等の近隣諸国において船積みされる海上コンテナ貨物に関し、一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。
報告内容	船会社	船会社が把握している積荷情報の報告を義務化
	利用運送事業者	利用運送事業者の把握している詳細な積荷情報の報告を義務化
報告方法（電子化）		電子的報告を原則義務化



2. 出港前報告制度の概念図



(注1) 法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであり、当該時間後に報告がされた貨物は税関長の許可を受けなければ船卸できない。

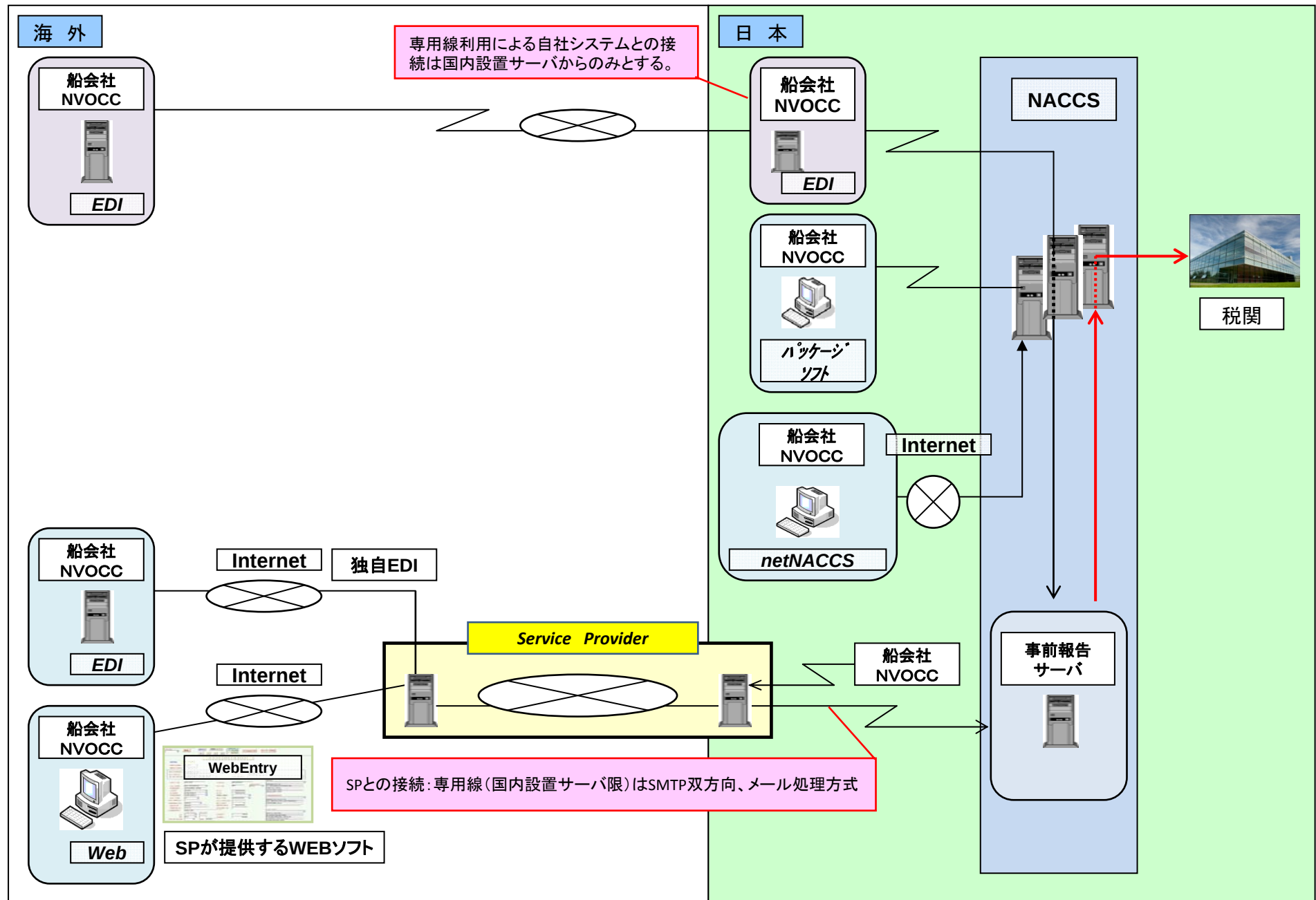
(注2) 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を活用した電子的報告を義務化。

(注3) 日本に入港する外国貿易船が日本向けのコンテナ貨物を積込む外国の港を出港する24時間前までに報告。

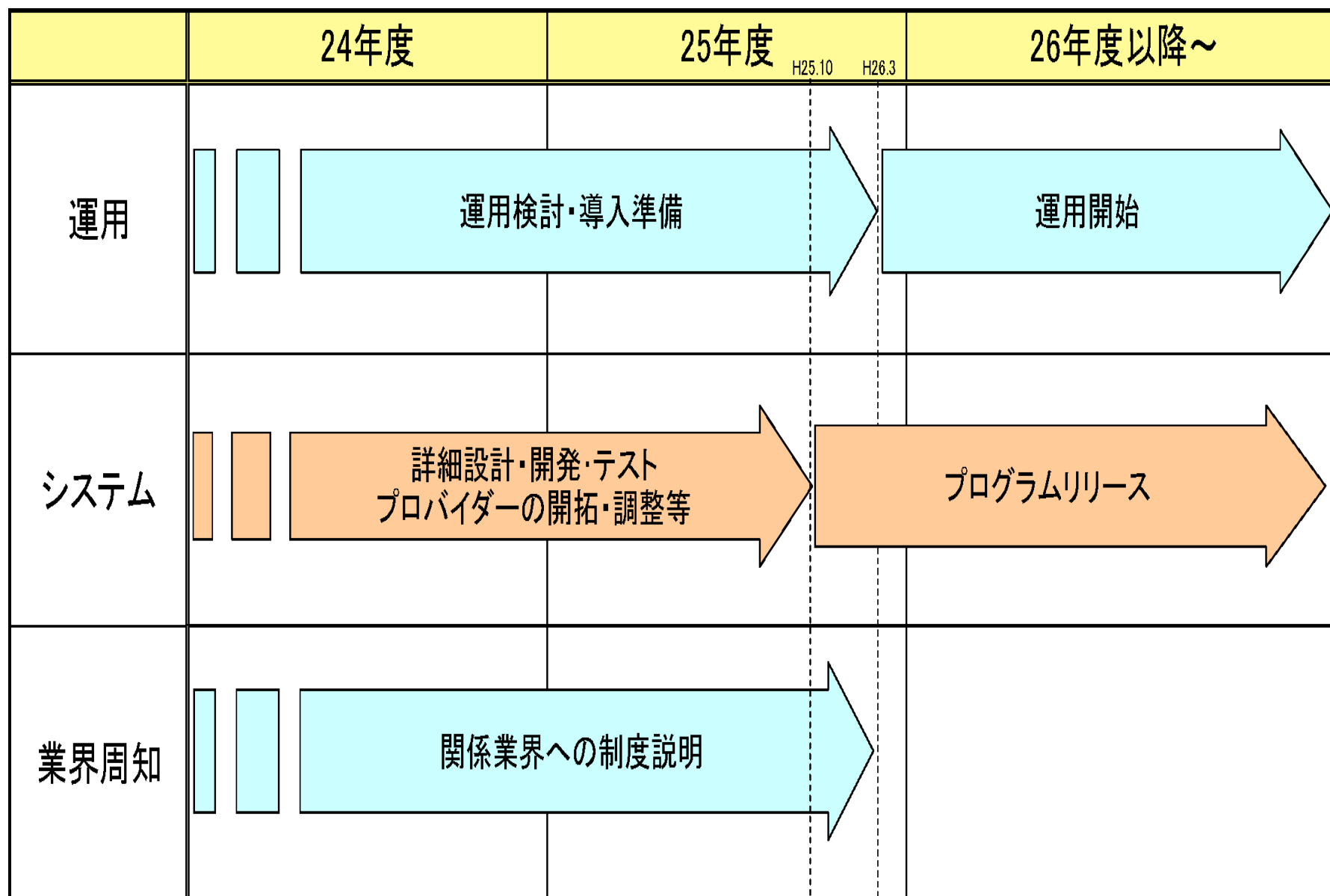
(注4) 利用運送事業者(Non Vessel Operating Common Carrier(NVOCC)):自らは船舶の輸送手段を保有せず、運航者(船社等)のサービス(船舶輸送)を使って貨物を輸送する事業者。

(注5) 検査体制を整備した後、厳重検査を実施。

3. 出港前報告制度の利用(接続)形態(イメージ)



4. 今後の予定



出港前報告制度における報告項目(案)

(平成24年5月現在)

出港前報告制度において、次に掲げる積荷に関する事項の報告を義務付けることを検討中。

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 荷送人の名称 | (19) 船会社コード(SCAC) |
| (2) 荷送人の住所又は居所 | (20) 船舶コード(信号符字) |
| (3) 荷送人の電話番号 | (21) 航海番号 |
| (4) 荷送人の国名(国連LOCODE) | (22) 船積港(国連LOCODE) |
| (5) 荷受人の名称 | (23) 船積港出港予定日時 |
| (6) 荷受人の住所又は居所 | (24) 仕出港(国連LOCODE) |
| (7) 荷受人の電話番号 | (25) 船卸港(国連LOCODE) |
| (8) 荷受人の国名(国連LOCODE) | (26) 船卸港入港予定年月日 |
| (9) 着荷通知先の名称 | (27) 荷渡地名 |
| (10) 着荷通知先の住所又は居所 | (28) 船荷証券番号 |
| (11) 着荷通知先の電話番号 | (29) コンテナ番号 |
| (12) 着荷通知先の国名(国連LOCODE) | (30) シール番号 |
| (13) 品名 | (31) コンテナサイズコード |
| (14) HSコード(6桁) | (32) コンテナタイプコード |
| (15) 個数 | (33) コンテナ所有形態コード |
| (16) 総重量 | (34) 危険貨物等コード(IMDGコード) |
| (17) 容積 | (35) 空/実入コンテナ表示 |
| (18) 記号・番号 | (36) 処理区分コード ^(注) |

(注)ハウスB/Lの有無や緩和措置対象の有無を判別するためのコードとする。

出港前報告制度における報告期限の緩和措置(案)

(平成24年5月現在)

出港前報告制度において、下記主要船積港別報告期限一覧のとおり、韓国及び中国等の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとすることを検討中。

単位:h(時間)

海外の主要船積港 本邦第一到着港の地域	極東ロシア		韓国			中国					台湾	
	コルサコフ	ウラジオストック	釜山	浦項	仁川	新港(天津)	大連	青島	上海	香港	高雄	基隆
北海道	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、 京都府、兵庫県(日本海側)	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、 兵庫県(瀬戸内海側)	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
徳島県、高知県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、香川県、愛媛県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、熊本県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
宮崎県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
沖縄県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前

※ 網掛けの部分が、出港前報告制度において報告期限の緩和措置(出港前)を適用する航路。

1. 出港前報告制度におけるNACCS利用（接続）形態

新たに導入される出港前報告制度においては、「海上コンテナに係る積荷情報の出港前報告は、電子情報処理組織を使用して行われなければならない」とされている。ここでいう電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）が管理・運用する輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）のことであり、当該報告のためのNACCSとの接続方法については、以下のいずれかとする。

1. 自社システム（注1）とのゲートウェイ接続

報告義務者の自社システムとNACCSを直接接続して報告を行う方法であり、接続の方式については以下のいずれかとする。なお、接続方式の詳細については、NACCSセンターが提供する「NACCS EDI仕様書」において定められている。

① ゲートウェイ接続（SMTP／POP3方式）：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP／IP、その上位層をSMTP／POP3により接続する方式。複数件の処理要求電文をまとめて送信可能であり、処理結果電文は一定時間後にNACCSのサーバに取りに行く（受信）必要がある。

② ゲートウェイ接続（SMTP双方向）：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP／IP、その上位層をSMTPにより接続する方式。インタラクティブ処理方式であり、1件ずつ処理要求電文の送信と処理結果電文の受信が行われる。

（注1）自社システムとの接続については、自社システムのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件であり、当該ゲートウェイサーバとNACCSのサーバとの接続については、NACCSセンターと利用契約を締結する必要がある。

2. サービスプロバイダー経由による接続

NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダー（注2）が提供するサービスを利用して報告を行う方法であり、当該方法を利用して報告を行おうとする報告義務者は、あらかじめ、「申請者コード等（仮称）」（注3）を取得することが必要となる。

（注2）NACCSとの接続が認められているサービスプロバイダーは、2012年7月時点では存在していない。今後、NACCSセンターにおいて、サービスプロバイダーがNACCSと接続するために必要となる各種規約（接続契約、EDI規約（※）等）を作成・公表のうえ、NACCSとの接続を希望するサービスプロバイダーを募集することとしている。なお、NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダーについては、今後、本ホームページにおいて公表する予定である。

【※】サービスプロバイダーとNACCSとの接続については、前記1①、②に掲げるゲートウェイ接続方式を採用し、サービスプロバイダーのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件である。NACCSセンターによるEDI規約等の公表は本年秋までには行われる予定である。

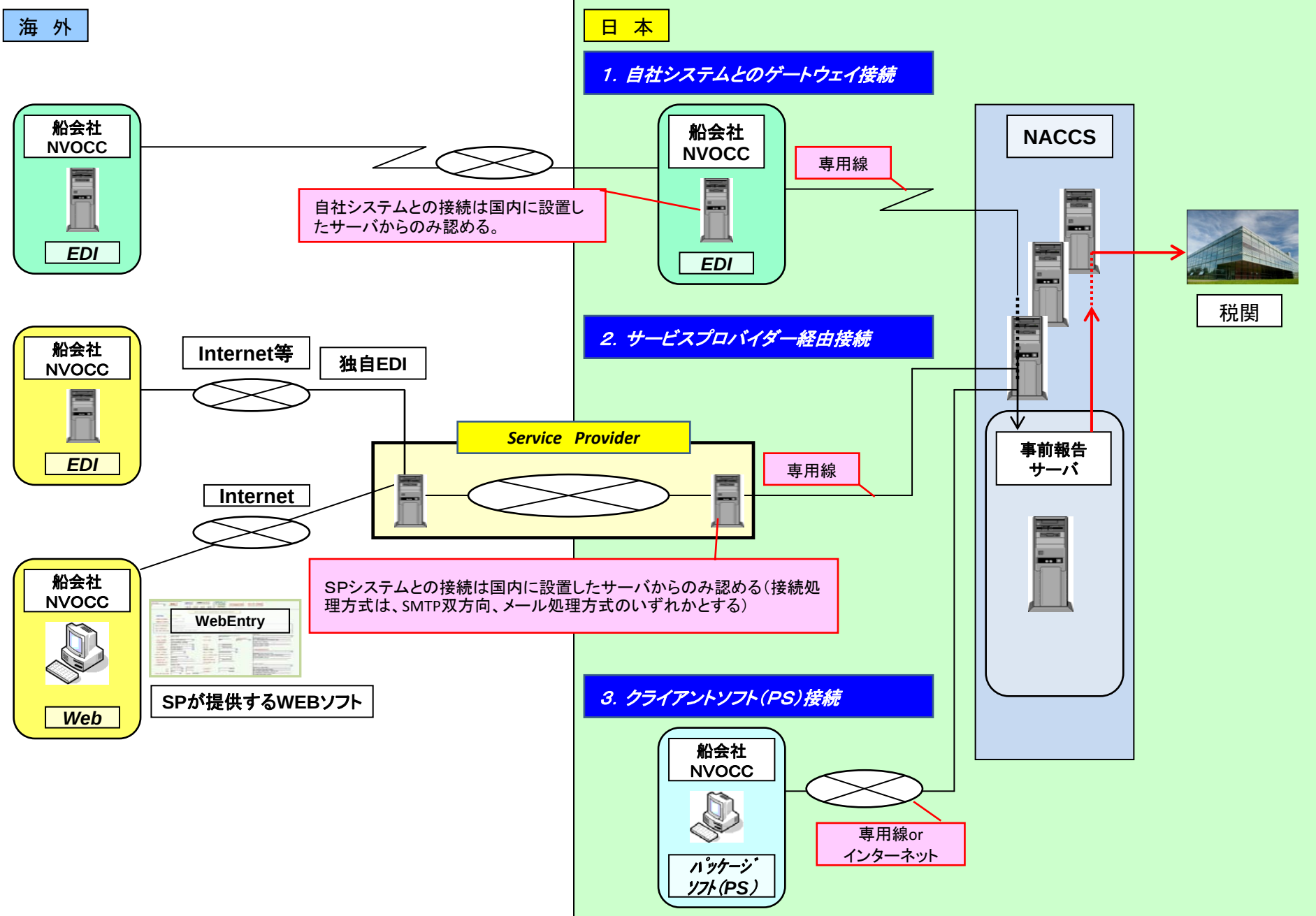
（注3）「申請者コード等（仮称）」については、サービスプロバイダー経由で報告を行う場合に、「報告義務者」を特定するために必要となるコードである。当該コードの取得については、NACCSセンターがインターネット上で提供する「申請者コード等発給申請システム（仮称）」を利用することとなる。なお、同システムによるサービス提供は、2013年の夏以降を予定している。

3. クライアントソフト（注4）の利用による接続

NACCSセンターが提供するクライアントソフト（パッケージソフト）をパソコンにインストールし、当該クライアントソフトを使用して報告を行う方法。

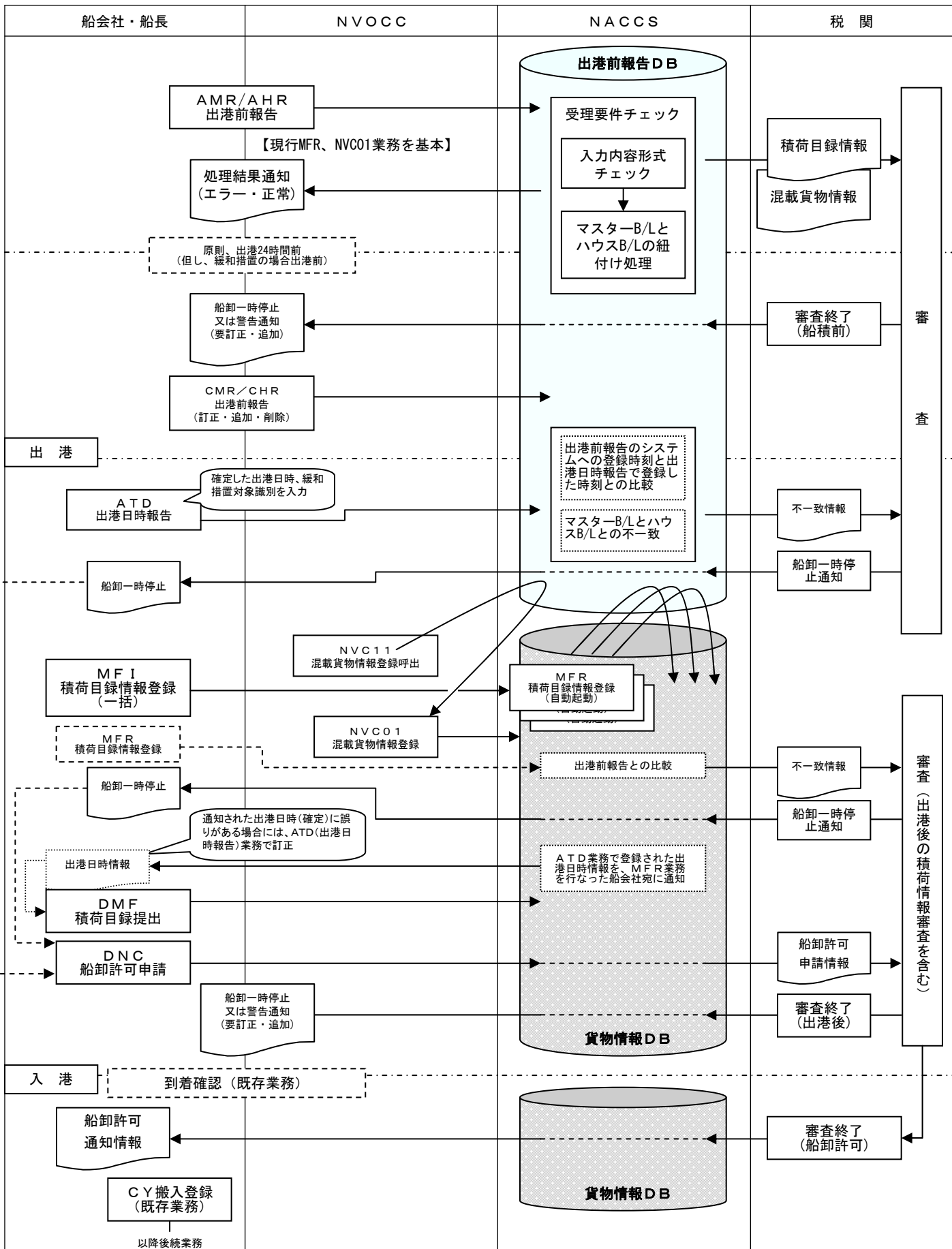
（注4）日本国内に事業所を有する報告義務者は、NACCSセンターと利用契約を締結のうえ、利用可能である。

2. 出港前報告制度におけるNACCS利用（接続）形態イメージ図



出港前報告制度における業務フロー

(平成24年7月現在)



出港前報告制度における業務フロー(プロバイダを経由する場合)

(平成24年7月現在)

